

個人情報の本人収集原則の例外（条例第5条第2項第9号関係）

【類型事項】

| 番号 | 項 目 | 本人以外から収集する必要性 |
|----|---|--|
| 1 | 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 ・ 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。 |
| 2 | 委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員等の適任者を幅広く求めるため、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。 ・ 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。 ・ 選任の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 |
| 3 | 県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等、本人の自由な意思により提供される情報の中に、当該本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談等の事務を行うに当たり、相談等の内容に本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合には、当該個人情報を収集しなければ、事務を公正かつ適切に処理することができない。 ・ 相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、収集の選択の余地がない。 |
| 4 | 教育、評価、指導等の事務を行うに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育、評価及び指導等の事務を行うに当たっては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び公正かつ円滑な実施のために必要な場合がある。 ・ 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。 |
| 5 | 争訟、交渉等の事務を行うに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 争訟等の事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、主張立証等を行うために、本人以外のものからの情報収集が必要となる場合がある。 |

| 番号 | 項 目 | 本人以外から収集する必要性 |
|----|--|--|
| 6 | 各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、申請者等から申請者等以外の者に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種の申請等に係る事務を行うに当たり、申請等の内容によっては、申請者等以外の者に関する個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要不可欠な場合がある。 |
| 7 | 委託契約等に当たり、当該委託契約等の受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約等に係る事務事業を適正かつ円滑に執行するため、契約内容によっては、契約先の従業員等の氏名等を当該契約先から収集することが必要な場合がある。 |
| 8 | 職員の任免等を行うに当たり、職員に関する個人情報を当該職員以外のものから収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理のため、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。 |
| 9 | 職員が関係する事故の処理に当たって、事故の当事者等から職員及び相手方に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員が関係する事故の処理に当たって、事故への適切な対応を行うため、事故の当事者双方から相手方の情報を収集したり、病院等の当事者以外の者から当事者に関する個人情報を収集する必要がある。 |
| 10 | 県民等への情報提供・情報発信を行うための取材等を行うに当たり、取材等対象者から対象者以外のものに関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・取材等により提供される情報の中に取材等対象者以外のものの個人情報が含まれる場合があり、その場合、分離して収集することは困難である。 ・取材等対象者以外のものに関する個人情報を収集しなければ、取材等の目的を達成できない場合がある。 |
| 11 | 病院、保健所等の機関が、診療、保健指導等を行うに当たり、本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院や保健所等において、患者や受診者等に対する確かな治療や保健指導等を行うために、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を家族等本人以外のものから収集することが必要な場合がある。 |

| | | |
|----|--|--|
| 12 | <p>使用料、手数料等の滞納金の回収事務を行うに当たり、本人以外のものから滞納者の経済状況、生活状況等に関する個人情報を収集する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料等の滞納金の回収事務を行うに当たっては、円滑な回収を図るために、本人以外のものから滞納者の経済状況、生活状況等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 |
| 13 | <p>学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を収集する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・大学、指導研究機関等における学術研究等の内容によっては、学術研究等上必要な個人情報の収集に当たり、本人以外のものから個人情報を収集することを想定し、また、本人の同意を得て収集することが困難な場合がある。 |

センシティブ情報の収集禁止の例外（条例第 5 条第 3 項第 3 号関係）

【類型事項】

| 番号 | 項 目 | 収集する個人情報 | 当該情報が必要不可欠である理由 |
|----|---|--|---|
| 1 | 栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>栄典、表彰等の中には、規則、規程等で、候補者の選定に当たり犯罪歴の有無を確認することが要件として定められている場合がある。</p> <p>また、栄典、表彰等の中には、その趣旨・目的や性質上、候補者の思想等に関する情報を収集することが必要な場合がある。</p> |
| 2 | 委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>委員等の選任等に当たっては、適任者の選任の過程において、個人の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> |
| 3 | 県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等の中で、本人の自由な意思により思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>県民等から寄せられた相談、要望、陳情、苦情、意見等の中には、思想等に関する個人情報が含まれている場合があるが、これらの個人情報は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p> <p>実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内で収集する必要がある。</p> |
| 4 | 教育、評価、指導等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>教育、評価、指導等の事務を行うに当たっては、事務の目的の範囲内で思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> |

| 番号 | 項目 | 収集する個人情報 | 当該情報が必要不可欠である理由 |
|----|--|--|---|
| 5 | 争訟、交渉等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | 争訟等の事務の性質上、当事者や関係者の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 |
| 6 | 作文等のコンクール、試験、採用等の事務を行うに当たり、作文、論文、願書等の中で個人の意思により思想等に関する個人情報が提供され、当該個人情報を収集することになる場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | 各種コンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、本人の自由な意思で記述されるものであり、その中で思想等に関する個人情報について記述されている場合には、事務の性質上、これらの個人情報を収集することになる。 |
| 7 | 県民等への情報提供・情報発信を行うための取材等を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 | 広報紙等の情報媒体で県民等へ情報提供・情報発信を行うため、本人、関係団体等から取材するに当たっては、思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 |
| 8 | 議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想及び信条に関する個人情報 | 事務を適正に執行するため、事務の目的の範囲内で、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の思想等に関する個人情報を収集する必要がある。 |
| 9 | 海外からの研修生、来訪者等の受入れに当たり、当該研修生等の信教等に関する個人情報を収集する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 | 海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信教等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。 |

| | | | |
|----|---|--|--|
| 10 | <p>病院、保健所等の機関が、診療、保健指導等を行うに当たり、患者等の思想等に関する個人情報を収集する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>病院や保健所等において、患者や受診者等に対し、的確な治療や保健指導等を行うために、当該患者等の思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> |
| 11 | <p>学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集する場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・思想、信条及び信教に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれがある個人情報 | <p>大学、指導研究機関等における学術研究等の内容によっては、思想等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。</p> |

個人情報の利用及び提供の制限の例外（条例第 6 条第 1 項第 8 号関係）

【類型事項】

| 番号 | 項 目 | 目的外の利用及び提供の必要性 |
|----|---|--|
| 1 | <p>民間団体が実施する公益を目的とした表彰等の候補者の選考に関し、人選に必要な範囲内で、候補者に係る個人情報を当該団体に提供する場合 但し、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p> | <p>民間団体においても、表彰等の候補者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の業績等の個人情報を収集する必要がある。また、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより表彰等の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>このため、候補者に関し実施機関が収集した個人情報を表彰等を実施する民間団体に提供することが必要な場合がある。</p> |
| 2 | <p>民間団体における委員、講師、指導者、助言者等の選任に当たって、選任に必要な範囲内で、候補者に係る個人情報を当該団体に提供する場合 但し、公益上の必要性又はそれに準じる合理的な理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p> | <p>民間団体においても、委員等の適任者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。また、選任等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>このため、候補者に関し実施機関が収集した個人情報を選任を実施する民間団体に提供することが必要な場合がある。</p> |
| 3 | <p>報道機関への公表や報道機関からの取材・要請等に応じて、個人情報を提供する場合 但し、社会的関心が高い等県民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p> | <p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して、社会通念上許容される範囲内である場合は、報道機関に公表し、又は、報道機関の取材に応じることが必要な場合がある。</p> <p>特に、犯罪、事故等特別の理由がある場合には、公表等することが公益上必要な場合がある。</p> |